

刈谷市情報システムの標準化・共通化に係る

標準準拠システム提供方針

第5回情報提供依頼書（RFI）

## 1 情報提供依頼の目的

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」において、地方公共団体は標準化対象業務について、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

本市においても、対象業務の標準準拠システム移行に取り組んできましたが、一部業務については、標準準拠システムへの移行が困難な状況（特定移行支援システム）となっています。

このため、本市において対象となる標準化対象業務及び共通機能システム等も含めたシステム移行についての実現性とその内容、並びに費用等の情報を把握し、確実な標準準拠システムへの移行を進めるために情報提供依頼を行なうものです。

## 2 情報提供依頼の内容

### (1) 依頼範囲

#### ア 移行期間について

令和9年9月までに、刈谷市における標準準拠システムの移行等を完了するために行なわれる作業、調達について、本依頼の対象とします。

「資料1 標準準拠システム導入全体スケジュール（案）」を参考にしてください。

#### イ 対象業務システムについて

本依頼の対象とする情報システムは、本市において対象となる13業務システム及び共通機能システム等とします。

対象となる業務システムは、「様式2-1 標準準拠システム情報提供依頼回答書」及び「資料2 刈谷市における既存基幹システム一覧及び構成概要図」を参考にしてください。

### (2) 留意点

#### ア システム間連携について

標準準拠システムにおけるシステム間連携はデジタル庁が公開する最新版のデータ要件・連携要件の標準仕様に従うものとします。

ただし、何等かの理由で既存システムが資料1に示す導入スケジュールで標準準拠システムへ移行できなかった場合、既存システムとのシステム間連携は既存の連携仕様に従う可能性があります。

#### イ 現行システムからのデータ移行について

「資料2 刈谷市における既存基幹システム一覧及び構成概要図」に記載の現行業務システムから現行業務システム事業者にて移行データを抽出し、標準準

拠システム構築事業者へ提供することを想定しています。

一方で、現行業務システム事業者と移行データ抽出に係るレイアウト仕様や作業内容を調整していますが、リソース不足を理由に標準準拠前の現行業務システム側のデータレイアウトでの出力、現行業務システム稼働時にデータ移行した5年以上前のホストコンピュータで使用していたものを含む過去データのデータクレンジングが対応できないことや、現行業務システムから出力した移行データに係る問合せに一部応じられないといった制限事項が課題として見込まれています。

データ要件に準拠した形でのデータ移行とならない点について、標準準拠システム構築事業者側でデータクレンジング、データコンバート作業が対応できるような体制整備の検討をお願いします。

以上を踏まえ、データ移行体制整備にあたり、現行業務システム事業者である富士通 Japan 株式会社と事前に協議し、移行データ抽出に係るレイアウト仕様や移行回数等の方針を調整したうえで回答してください。

(調整した内容を「様式2-2 標準準拠システム情報提供依頼 個別記載シート」に記載してください。)

### (3) 関係資料・様式等

- 刈谷市情報システムの標準化・共通化に係る標準準拠システム提供方針情報提供依頼書（本紙）
- 資料1 標準準拠システム導入全体スケジュール（案）
- 資料2 刈谷市における既存基幹システム一覧及び構成概要図
- 様式1 標準準拠システム情報提供依頼 参加表明書
- 様式2-1 標準準拠システム情報提供依頼 回答書
- 様式2-2 標準準拠システム情報提供依頼 個別記載シート
- 様式3 標準準拠システム情報提供依頼 質問票

## 3 情報提供の実施方法

### (1) 提出資料

- 様式1 標準準拠システム情報提供依頼 参加表明書
- 様式2-1 標準準拠システム情報提供依頼 回答書
- 様式2-2 標準準拠システム情報提供依頼 個別記載シート
- その他補足資料等（任意）

### (2) 提出方法

- 3 (1) の提出資料を電子メールにて送信してください。

- ◇ メール送付先：刈谷市役所企画財政部 情報政策課 情報システム係
- ◇ メールアドレス：jyousys@city.kariya.lg.jp
- ◇ メール件名：刈谷市情報システム標準化情報提供依頼（回答）

### （3）提出期限

#### ア 様式1

令和7年8月12日（火）12時まで

#### イ 様式2-1、2-2及びその他補足資料

令和7年8月29日（金）17時まで

※回答書項番4「システム移行等に係る概算費用見積書の提供可否」で「提供不可」とした場合、令和7年9月19日（金）までに別で見積書を提出してください。

### （4）注意事項

ア 詳細な資料等がある場合は必要に応じて提出してください。なお、その際は、該当する情報提供依頼項目が分かるように明示してください。

イ 一部項目についてのみの回答も受け付けます。現時点での状況を踏まえ、対応できる範囲での積極的な回答をお願いします。

## 4 質疑

### （1）受付期間

令和7年7月25日（金）～令和7年8月12日（火）12時

### （2）受付方法

「様式3 標準準拠システム情報提供依頼 質問票」に記入し、電子メールにて送信してください。電話での質問はお受けできません。

- ◇ メール送付先：刈谷市役所企画財政部 情報政策課 情報システム係
- ◇ メールアドレス：jyousys@city.kariya.lg.jp
- ◇ メール件名：刈谷市情報システム標準化情報提供依頼（質問）

### （3）回答方法

令和7年8月19日（火）までに、質問及びその回答を、様式1の提出があった者すべてに電子メールにて通知します。

ただし、質疑の内容によって、本情報提供依頼に係る調達に公平性を保てない場合には回答しないことがあります。また、回答が遅れる場合にはその旨を連絡します。

## 5 情報提供依頼に関する留意事項

（1）提供を受けた資料の内容について、後日、本市から照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。

- (2) 本市における検討内容や検討結果は公表せず、個別の問い合わせにもお答えできません。
- (3) 本情報提供の実施に要する費用は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。
- (4) 本依頼は、本市が今後、調達を予定しているシステムの準備段階として情報収集を目的に行うものであり、本市が調達を約束すること、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものではありません。
- (5) 提供を受けた資料は、当該目的のために本市組織内で利用しますが、貴社に断り無く組織外への提供はしません。特にコピー・配布等を制限している資料については、その旨を明記してください。

## 6 問い合わせ先

担当所属：刈谷市役所企画財政部 情報政策課 情報システム係

担当者：西城戸、中村、中野

所在地：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-93-5193（直通）

メール：jyousys@city.kariya.lg.jp